

公益移行に向けて経過と決議

【経過】

平成22年6月26日 理事会・評議員会にて公益財団法人への移行決議

平成24年5月1日 現行寄附行為(定款)の変更禁止事項である第23条削除

について臨時評議員会にて変更書面決議

平成24年5月1日 現行寄附行為(定款)の変更禁止事項である第23条削除

について臨時理事会にて変更書面決議

平成24年5月2日 現行寄附行為の一部変更について京都府教育委員会に認可

申請

平成24年5月2日 「最初の評議員の選任方法」を臨時理事会にて承認書面決議

平成24年5月2日「最初の評議員選考委員会設置規則」を臨時理事会にて承認

書面決議

平成24年5月2日 財団法人櫻谷文庫の最初の評議員の選任に関する理事の定

めについて京都府教育委員会に認可申請

平成24年6月4日 京都府教育長から、「現行寄附行為の一部変更」「最初の評

議員の選任に関する理事の定め」について認可

平成24年8月21日 京都府知事に対して「一般社団法人及び一般財団法人に関す

る法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第44条

の規定による認定のため同法第103条の規定に基づき申請

平成24年11月14日 京都府知事から京都府公益認定等審議会に対し諮問

平成24年12月26日 京都府公益認定等審議会が京都府知事に対し「一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律」第100条に規定する認定の基準に適合すると

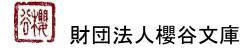
認めるのが相当との答申

【決議を必要とする事項】

平成24年6月23日 「定款の変更の案」理事会にて承認決議(移行法人の登 記による停止条件付の決議)

平成24年6月23日 最初の評議員選考委員会委員の承認決議

平成24年6月23日 最初の評議員候補の選考委員会への提案決議



平成24年6月23日 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の承認決議(移行法人の登記による停止条件付の決議)

平成24年6月23日 移行法人における理事及び監事の選任の承認決議(移行 法人の登記による停止条件付の決議)

平成24年6月23日 移行法人における代表理事並びに業務執行理事の選任の 承認決議(移行法人の登記による停止条件付の決議)